

個店・商店会等への支援事業

区は、新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた地域経済活性化のため地域の特性に沿った様々な支援を行うことで、個店や商店会を応援しています。今回、次の事業について、助成対象期間の拡充や受付期限の延長を行います。

1 店舗等家賃減額助成事業



店舗等の賃貸人が新型コロナの影響で売り上げが減少しているテナント事業者に対し、家賃を減額した場合に、減額した家賃の一部を賃貸人に助成する事業について、助成対象月を拡大し、申請期間を延長しました。

<助成対象月>
令和2年4月分～10月分のうち、6か月分
<申請期間>
令和2年11月30日まで

→

令和2年4月分～令和3年3月分の家賃（全12か月分）
令和3年3月15日まで

2 おもてなし店舗支援事業



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小売・飲食・サービス業の店舗を営む中小企業者が「感染症拡大防止対策」「業態転換」等により、来客のおもてなし向上に繋がる取り組みに対して、その経費を補助する事業の対象期間及び申請期間を延長します。

対象者：区内で小売・飲食・サービス業の店舗を営む中小企業者
補助限度額：5万円

<対象期間> 令和2年12月31日まで
<申請期間> 令和3年1月31日まで

→

令和3年3月31日まで
令和3年3月31日まで

3 商店会共同販促支援事業

商店会が新たな取組として、会員店の売上拡大に繋がる、共同でのデリバリー事業の実施や販売促進事業など、継続的な取組を行った際にかかる費用の補助事業の申請期間を延長します。

対象：商店会 補助限度額：100万円



<申請期間> 令和2年12月31日まで → **令和3年3月15日まで**

4 小規模商店会新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業

100店舗未満の商店会がソーシャルディスタンスの確保等、商店会の3密（密閉・密集・密接）状態の回避等につながる取組を行った際にかかる費用を補助する事業の申請期間を延長します。

対象：100店舗未満の商店会 補助限度額：50万円

<申請期間> 令和2年12月28日まで → **令和3年3月15日まで**

5 その他

現在実施している「新宿応援セール」や「飲んで食べて当てよう！キャンペーン（令和3年1月実施予定）」等、地域経済の活性化のための取り組みを進め、区内の商店会や個店を支援していきます。

